



熊本県公報

第 1 2 5 8 3 号

平成 28 年 12 月 27 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (〃) 1
- 熊本県の海洋物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- ふ化業者の登録…………… (畜産課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 5
- 都市公園の供用開始…………… (都市計画課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 11

登 載 依 頼

- 平成 2 8 年度第 1 5 回熊本県本人確認情報保護審議会の開催…………… (本人確認情報保護審議会) 12

正 誤

- 平成 2 7 年 3 月 3 1 日熊本県教育委員会訓令第 4 号熊本県教育庁処務規程 (昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令第 4 8 号) 中…………… (教育政策課) 13

告 示

熊本県告示第 1 0 9 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 1 条の 1 4 第 1 項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 1 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
野々島学園指定相談支援事業所 合志市野々島字丸内 2 7 7 4 番 4	社会福祉法人愛火の会 合志市野々島字丸内 2 7 7 4 番 4 土井 尚典	地域移行支援 地域定着支援	平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

熊本県告示第 1 0 9 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
Peace 宇城市松橋町久具320番地5 亀屋ビル2階	合同会社 PEACE 宇城市松橋町竹崎1251番地7 三島 比呂美	就労継続支援A型	平成28年12月16日

熊本県告示第1093号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成28年熊本県告示第653号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。
平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】
平成28年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】
平成28年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】
平成28年7月から平成29年6月まで 若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成29年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】

平成29年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成29年7月から平成30年6月まで

まさば及びごまさばの知事管理量については、管理対象期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源（まあじ、まいわし、まさば及びごまさば）の知事管理量に
関し実施すべき施策に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第1094号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 färg（フェルク） 合志市須屋1205番地1	株式会社えるふ 合志市須屋1205番地1 松本 真由美	平成28年1月16日	4352900262	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第1095号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定によりふ化業者を次のとおり登録したので、同条第4項の規定により公示する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	登録年月日	有効期間	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
平成第28-1号	平成28年12月19日	登録日から3年間	合志市野々島4393-190 熊本県養鶏農業協同組合	山鹿市菊鹿町上内田5502 熊本県養鶏農業協同組合菊鹿ふ化場

熊本県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村乙字中村 1591番地先から 同所 1591番地先まで	60.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年12月28日

熊本県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野字大田 157番15地先から 同所 157番7地先まで	前	11.1 ～ 35.1	362.5	
			後	9.7 ～ 20.6	353.5	

2 区域を変更する期日 平成28年12月27日

熊本県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代市宮地町字池尻 558番1地先から 八代市宮地町字福正寺 559番2地先まで	前	6.8 ～ 6.76	6.44	単橋改
			後	8.8 ～ 8.8	6.44	

2 区域を変更する期日 平成28年12月27日

公 告

熊本県公告第790号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市深川字玉米127番1、同128番1、同126番1の一部
4,249.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

福岡県北九州市小倉北区西港町88番地11
株式会社ワイズヨシハラ

熊本県公告第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（1工区）
菊池郡菊陽町大字原水字上前通5208番9、同5208番10、同5208番11、同5208番12、同5211番5、同5211番6及び同5211番9
2,942.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字曲手字部田811番地
社会福祉法人菊陽会

熊本県公告第792号

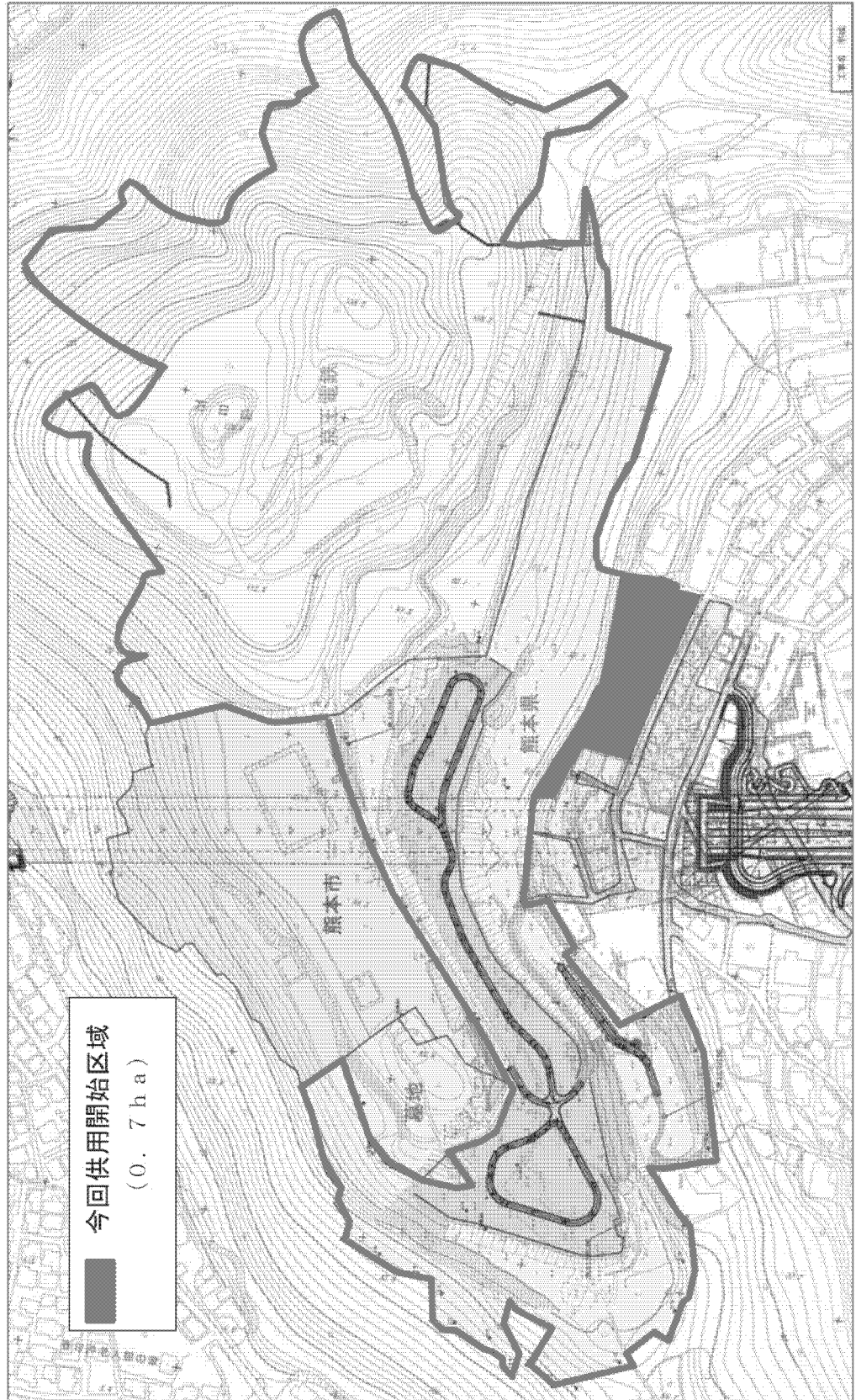
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。
平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 万日山緑地公園
- 2 位置 熊本市西区春日五丁目
- 3 区域 別添図面のとおり
- 4 面積 0.7ヘクタール
- 5 供用開始の期日 平成28年12月27日

万日山緑地公園 供用開始平面図

【別添図面】



熊本県公告第 7 9 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告

する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社木之内農園	阿蘇郡南阿蘇村立野	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立170番1
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2783番ほか41筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2762番ほか13筆
西 講和治	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中永坂2876番1
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上永坂2966番ほか12筆
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中永坂2917番ほか1筆
白砂 秀記	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1314番
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字高原82番29ほか1筆
福岡 利幸	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1323番11
木崎 俊充	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上永坂3009番ほか2筆
小崎 純一	球磨郡山江村山田戊	球磨郡山江村大字山田丙字東石坂1866番ほか3筆

2 認可年月日

平成28年12月20日

熊本県公告第794号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有田 行則	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹166番1ほか9筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字蒲原1230番
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町太牟田字道上89番1
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字道上92番1
岩崎 裕知	八代市上日置町	八代市千丁町太牟田字甘竹154番
浦川 圓治	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町内田字登壤598番1
福嶋 豊	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹158番3ほか1筆
余宮 幾夫	天草市有明町大島子	天草市有明町小島子字春葉山1290番
森岡 清俊	天草市新和町大多尾	天草市新和町大宮地字北ノ原4318番

		3
山形 末人	天草市栖本町打田	天草市栖本町打田字五反田 5 9 0 番 2
倉田 晋幸	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町路木字路木河内 2 5 0 0 番 1 ほか 5 筆
田中 初雄	天草郡苓北町白木尾	天草郡苓北町志岐字西原 9 0 8 番 1 ほか 1 筆
角岡 智彦	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町年柄字神ノ前 1 0 5 番ほか 4 筆
森田 慶明	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字八ツ万 8 2 3 番 1

2 認可年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県公告第 7 9 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
籾中 和徳	宇土市下網田町	宇土市下網田町字西原 2 3 2 6 番ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県公告第 7 9 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字迎城ノ尾 1 9 3 6 番ほか 7 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県公告第 7 9 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
菅 誠輝	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字中川原 9 9 1 番ほか 1 筆
株式会社坂田商店	福岡県みやま市瀬高町	菊池郡菊陽町大字辛川字下乙若 2 6 8 4 番 1 ほか 1 筆
中村 正光	熊本市北区龍田	菊池郡菊陽町大字辛川字上山立窪 8 8 7 番 1 ほか 1 筆

株式会社きくよう アグリ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字辛川字上乙若2727番
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市河崎字江畑176番

2 認可年月日
平成28年12月27日

熊本県公告第798号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字上内2416番ほか14筆
中村 靖	熊本市西区河内町河内	熊本市西区西松尾町字竹洞4869番1ほか16筆
井手 光治郎	熊本市南区海路口町	熊本市南区奥古閑町字中前通719番1ほか3筆
桑原 孝志	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町島田字宮里682番5
松永 壽昭	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町宮地字水洗233番
中村農産株式会社	熊本市南区城南町東阿高	熊本市南区城南町隈庄字深町146番ほか2筆
陣 清孝	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町丹生宮字東小島789番ほか4筆
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市城南町永	熊本市南区城南町高字獅々渦845番ほか5筆

2 認可年月日
平成28年12月27日

熊本県公告第799号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社百木ファーム	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字塘添161番1ほか4筆
農事組合法人エコ ロジックファーマー	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字中田3458番1ほか2筆

2 認可年月日
平成28年12月27日

熊本県公告第800号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成100番ほか481筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字明神ノ元37番3ほか6筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字居屋敷22番ほか9筆
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田657番1ほか2筆
浦谷 幸司	玉名市伊倉北方	玉名市伊倉南方字尾坪477番1ほか1筆
小北 昭文	玉名市伊倉北方	玉名市北牟田字大堀595番89
小山 勝男	玉名市横田	玉名市横田字橋ノ詰565番1ほか2筆
小山 勝之	玉名市伊倉北方	玉名市伊倉南方字土器990番
小山 勝良	玉名市横田	玉名市横田字前田365番1ほか3筆
小山 高廣	玉名市横田	玉名市横田字前田358番ほか2筆
木下 裕喜	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字前牟田1093番3
後藤 浩二	玉名市横田	玉名市宮原字橋ノ詰878番1
坂口 一男	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田647番1ほか1筆
阪西 竜一	玉名市横田	玉名市伊倉南方字外牟田639番1ほか1筆
坂西 良治	玉名市横田	玉名市横田字前田354番ほか1筆
田口 正信	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田636番
竹下 幸治	玉名市横田	玉名市横田字島ノ元272番
田代 孝之	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字尾坪515番2ほか4筆
谷口 耕二	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字塘添768番1
西口 健二	玉名市横田	玉名市宮原字橋ノ詰877番1ほか2筆
西口 敏昭	玉名市片諏訪	玉名市伊倉南方字外牟田635番
西野宮 博光	玉名市横田	玉名市横田字橋ノ詰577番
東 英治	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字矢篠尾441番1ほか2筆
村上 幸男	玉名市片諏訪	玉名市伊倉南方字矢篠尾449番1ほか1筆
池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2865番ほか9筆
中嶋 砂和子	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字清源寺字中島254番ほか4筆
島川 俊昭	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字永塩字塘東2137番

2 認可年月日

平成28年12月27日

熊本県公告第801号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
鶴田 貴大	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字辻り石33番1
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2218番ほか3筆
矢仁田 秀典	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字瀬戸原4540番1ほか4筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町下名連石字長草2852番ほか9筆
藤本 平和	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上高楠5687番24
成瀬 智寿	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字菅牟田4009番
井手 孝之	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字樋ノ口1208番1ほか2筆
藤山 伊織	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字蕨原3303番ほか8筆
山下 九州男	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字上中川3908番4ほか2筆
山下 秀喜	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町御所字力石5079番
小糸 鉄也	阿蘇市狩尾	阿蘇市永草字西明神山184番ほか10筆
山崎 重幸	阿蘇市蔵原	阿蘇市小倉字塔ノ本134番1ほか9筆
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市乙姫字中川原上272番ほか11筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市永草字東明神山1番2ほか1筆
岩下 雄治	阿蘇市三久保	阿蘇市内牧字内浜川683番ほか10筆
中西 洋介	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字池田378番3ほか3筆

2 認可年月日
平成28年12月27日

熊本県公告第802号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 学	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除929番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字鬼除35番〕
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1551番ほか6筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田20番2ほか3筆〕

島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1592番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田14番1ほか1筆〕
島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1556番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田14番4〕
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1531番1 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田25番〕
土本 倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字五反田985番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田28番2〕
西山 修	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1415番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田17番ほか1筆〕
野添 忍	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1521番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田26番〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除937番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字鬼除34番2〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1570番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田28番1〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1499番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田27番1〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1514番ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田19番ほか1筆〕

2 認可年月日
平成28年12月27日

登載依頼

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号
 熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
 平成28年12月27日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成29年1月25日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題（予定）

- (1)本人確認情報保護対策について
- (2)その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村・税務局市町村課）
（電話 096-333-2105）

正 誤

平成27年3月31日熊本県教育委員会訓令第4号熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
45	38	県立高等学校及び県立中学校の学校運営協議会制度に関すること。	県立学校の学校運営協議会制度に関すること。